

「4-2. 衝突被害軽減ブレーキの装備義務拡大及び基準強化」

● 適用範囲

専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。)であって乗車定員 10 人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。)であって車両総重量 3.5t を超えるもの

● 改正概要

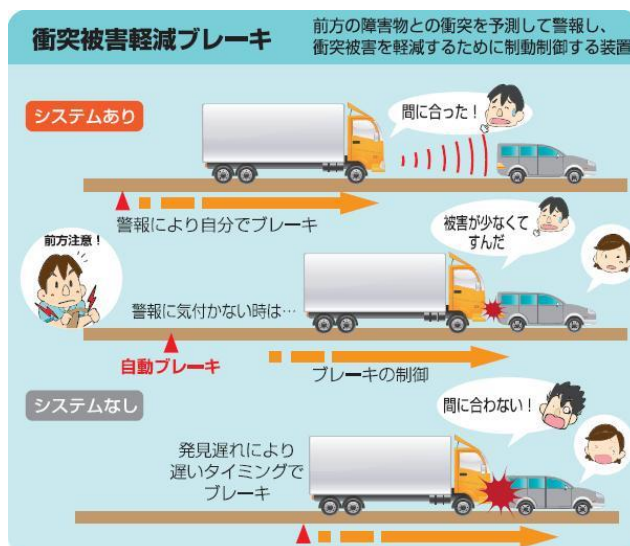
- 制動制御に係る性能要件を強化し、静止障害物試験において、衝突直前までに減速させなければならない減速幅を現行の 10km/h から 20km/h に強化するとともに、移動障害物試験における前方障害物の移動速度を 30km/h から 10km/h にするなどの変更を行う^{※1}。
- この強化した衝突被害軽減制動制御装置について、上記【適用範囲】の自動車全て^{※2} に対し装備を義務付けることとする。

^{※1}5t 以下のバス及び 8t 以下のトラック(空気圧式制動装置を備えるものを除く。)並びに 5t 超のバス(液圧式制動装置を備えるものに限る。)にあつては緩和要件あり。

^{※2} 高速道路等において運行しないものを除く。

◇ 衝突被害軽減ブレーキの概要

前方障害物との衝突による被害を軽減するために制動装置を作動させる装置。



静止障害物試験



移動障害物試験

● 改正時期

平成 26 年 2 月(予定)

● 適用時期

(上段:新型車、下段:継続生産車)

自動車の種別	車両総重量	適用時期
専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの	12t 以下	平成 31 年 11 月 1 日 平成 33 年 11 月 1 日
	12t 超	平成 29 年 11 月 1 日 平成 31 年 11 月 1 日
貨物の運送の用に供する自動車 (第五輪荷重を有する牽引自動車であって車両総重量 13t を超えるものを除く。)	3.5t 超 8t 以下	平成 31 年 11 月 1 日 平成 33 年 11 月 1 日
	8t 超 20t 以下	平成 30 年 11 月 1 日 平成 33 年 11 月 1 日
	20t 超 22t 以下	平成 30 年 11 月 1 日 平成 32 年 11 月 1 日
	22t 超	平成 29 年 11 月 1 日 平成 31 年 11 月 1 日
貨物の運送の用に供する自動車 (第五輪荷重を有する牽引自動車であって車両総重量 13t を超えるものに限る。)	-	平成 30 年 11 月 1 日 平成 32 年 11 月 1 日

※ 本資料は、バス及び中・大型トラックが適用対象であり、乗用車(専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人未満のもの)は対象とはしていません。